

平成29年度 第8回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年10月6日(金) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	1 番委員	井上 高
2 番委員	江頭 幸典	3 番委員	澁谷 喜壽
4 番委員	岸川 満子	5 番委員	山中 康一
6 番委員	武富 直樹	7 番委員	北原 靖章
8 番委員	藤瀬 宏	9 番委員	岸川 正基
10 番委員	浪瀬 眞理子	11 番委員	横町 一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (8 件)

議案第1号~3号

農地法第3条の規定による許可申請について (3 件)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
について (1 件)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (18 件)

議案第6号 非農地証明交付申請の承認について (1 件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 納富智浩
主事補 諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第8回総会を開会いたします。
- はじめに、大串会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、5番山中委員、6番武富委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、8件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から8番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から8番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号から3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、3議案でございます。

議案第1号は賃貸借の再設定に関する件、議案第2号は賃貸借新規に関する件、議案第3号は有償移転の案件であります。

【議案第1号から3号朗読後、説明】

事務局

議案書第1号から3号は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、議案第1号を井上委員に、議案第2号を岸川正基委員と、横町委員に、議案第3号を藤瀬委員にお願いします。

1番委員

議案第1号は賃貸借の再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。2筆で畦畔をはずして1筆で耕作されており、管理等されておりましたので、何ら問題ありません。

9番委員

議案第2号は賃貸借新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理されており何ら問題ありませんでした。

11番委員

議案第2号の私が担当している地区の1筆についてです。協力委員と現地調査を行い管理等されておりましたので何ら問題ありませんでした。

8 番委員 議案第 3 号は有償移転の案件です。対象農地の隣接を耕作している農業者へ売却されるということです。前耕作者にも話をされてあるということです。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決に移らせていただきますが 3 条許可申請は 3 議案でございます。議案第 1 号から第 3 号議案を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしの意見をいただきましたので議案第 1 号から 3 号議案一括して採決いたします。議案第 1 号から 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号から 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程 2、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第 4 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 議案です。

【議案第 4 号朗読後、説明】

事務局 以上、議案第 4 号は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、議案第4号を江頭委員をお願いします。

2番委員 私の記憶の限り10年以上前から耕作されておらず周辺住民、隣接耕作者から苦情があっていた農地です。今回転用後、共同住宅となっても何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第2、議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号をご覧ください。

江北町長より平成29年10月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権新規の計画が12件、利用権再設定の計画が6件です。

面積は利用権新規が91,993平方メートル、利用権再設定が18,194平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

- 事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査を結果並びに補足説明をお願いします。
- 議長 それでは、受付番号1番から2番を井上委員に、受付番号3番から6番を山中委員に、受付番号7番から8番を横町委員に、受付番号9番を私が、受付番号10番を江頭委員に、受付番号11番、13番を北原委員に、受付番号12番を武富委員に、受付番号14番から18番を岸川正基委員に、受付番号15番を岸川満子委員にお願いします。
- 1番委員 受付番号1番、2番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。1番、2番は隣接農地で畦畔をはずして1筆で耕作をされております。管理等されておりましたので何ら問題ありません。
- 5番委員 受付番号3番から6番は中間管理機構をとおして地区内の農業者へ利用権設定する案件です。中間管理機構を利用する前は別の農業者の方が耕作をされておりましたが離農されるということで、法人ではなく地区内の農業者へ貸付けを行うようになっております。地区内で集積についての協議をしており何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。
- 8番委員 受付番号6番です。中間管理機構をとおして貸付けを行う案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されておりすべての要件を満たしています。審議の程よろしく願いいたします。
- 11番委員 受付番号7番は中間管理機構をとおして利用権設定をする案件で、税控除適用の為、貸付を行っております。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており問題ありませんでした。
- 受付番号8番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。以前から耕作をされ管理等されておりましたので何ら問題ありませんでした。審議の程よろしく願いいたします。

議長

受付番号9番は利用権再設定の案件です。対象農地は隣接農地を親戚である地区内の農業者が耕作をされており、借受者と共同で作業をされているようです。集積について話をしましたが耕作者本人の了承を得られてなかったのが法人への貸付にはなっておりません。以前からも耕作をされておりましたので、このまま借受者に耕作をお願いするようになりました。農地は管理等されており何ら問題ありません。審議の程よろしく願いいたします。

2番委員

受付番号10番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。10年経ってからの再設定であり、管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

7番委員

受付番号11番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。以前から耕作をされており管理等されておりますので何ら問題ないと思います。

受付番号13番は中間管理機構をとおして貸付けを行い、面的集積を図るための設定です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており問題ありませんでした。審議の程よろしく願いいたします。

6番委員

受付番号12番は中間管理機構をとおして耕作者に貸付けをする案件です。協力委員と現地調査を行いました。何ら問題ありませんでした。

9番委員

受付番号14番は中間管理機構をとおして貸付けを行う案件です。管理されており耕作もされておりましたので何ら問題ないと思います。

受付番号15番から18番は利用権新規の案件です。管理等されており何ら問題ありませんでした。

4番委員

受付番号15番の2筆が担当地区であります。協力委員と現地調査を行いました。少々、草が生えているようでしたが周辺農地に影響がない程度で、耕作もされておりましたので、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第2、議案第6号の「非農地証明交付申請の承認について」を、議題に供します。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。

【議案書に基づいて、非農地証明交付申請の承認について説明】

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番委員 議案書に記載してある現況は畑、備考欄に利用状況は宅地となっております。現在は農地ではないのに、現況は畑となっているのでしょうか。

事務局 税上、畑と登記がなっている為、畑としております。現地調査を行うと宅地なので非農地証明願を申請されております。

8番委員 登記と利用状況の整合性を合わせず安易に非農地証明をすべきではないと思います。

事務局 非農地証明は慎重にするべきものです。転用の例外規定では農業用についての転用の場合、200㎡未満は申請しなくてもできますので、宅地と一緒にいるときは事務局判断で承認しても問題ないようになっております。

8番委員 今後も非農地証明願の手続きは手順を間違えないようにしないとイケないと思います。

議長 他にありませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第6号は原案のとおり承認しました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議長

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

10:30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 5番委員

6番委員

(会議書記) 事務局職員

